

議案第 1 0 9 号

東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について

東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例

東海道かわさき宿交流館条例（平成 2 4 年川崎市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条、第 9 条関係）

種 別			利 用 料			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
集会室 （附帯 設備を 含む。）	区画しない場 合		3,240円	4,350円	5,810円	13,400円
	区画 する 場合	第 1 集 会 室	1,340円	1,780円	2,460円	5,580円
		第 2 集 会室（ス テ ー ジ を含む。）	1,900円	2,570円	3,350円	7,820円
談話室（附帯設備を含 む。）			330円	550円	780円	1,660円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

東海道かわさき宿交流館の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。